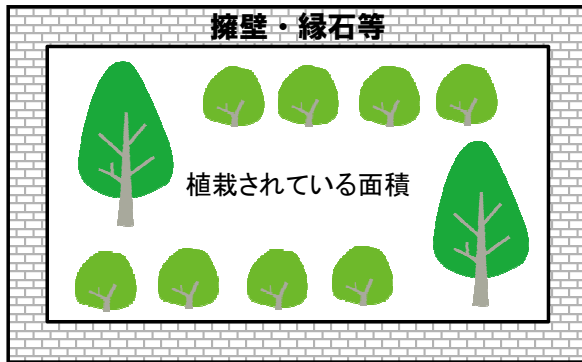
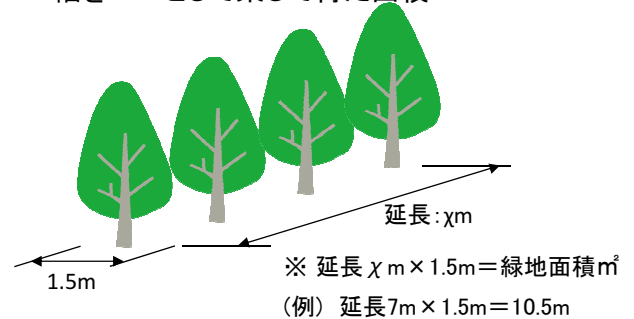


【面積の算定基準】

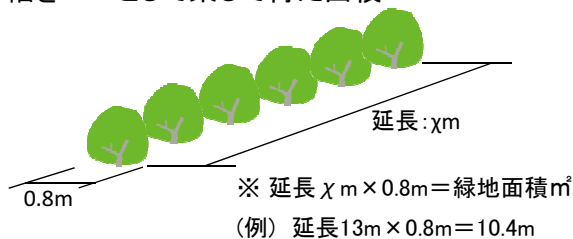
- (1) 擁壁、縁石等で区切られ、その区切りから内側に植栽されている面積



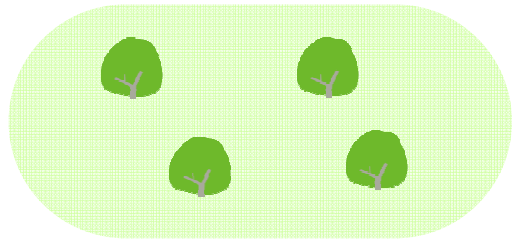
- (2) 擁壁、縁石等で区切らないで高木を並木状に植栽する場合並木の両端の樹木に沿った延長に、幅を1.5mとして乗じて得た面積



- (3) 擁壁、縁石等で区切らないで低木を生け垣状に植栽する場合生け垣の両端の樹木に沿った延長に幅を0.8mとして乗じて得た面積



- (4) 擁壁、縁石等で区切らないで低木及び地被植物(芝生等)で植栽する場合その覆われている面積



- (5) 駐車場と緑地を兼用する場合緑化ブロック等の構造物を外した面積

緑化面積

＝駐車場面積－緑化ブロック等の構造物を除いた面積

※ 緑化ブロック等はコンクリート製品に限る。



- (6) 建築物の屋上部を植栽する場合敷地面積の5%を上限に緑地面積として算入できます。

※ 屋上緑化にプランターやコンテナを利用する場合は、容量が50L以上（連結式の場合は、連結後の総容量が50L以上）とし、ボルトや接着剤等で建築物に固定してください。また、人が出入り可能な「屋上」を対象とし、定期的な維持管理やトラブル防止に努めてください。



- (7) その他緑地の面積として算入できるもの

事業場敷地内の調整池を緑化した場合は、調整池の面積を緑地面積に算入できます。